

【第4号議案】 事務局長の交代について

①公益財団法人熊本県学校保健会事務局に関する規定

(任用期間)

第3条

任用期間は、年度初め（4月1日）から年度終わり（3月31日）の1年間とし、再任用を妨げない。

- 2 事務局長の再任は、最高5年とし、65歳までとする。その他の事務職員の再任は、最長3年とする。但し、更新については、会長の承認を得るものとする。

②定款

第10章 事務局

第42条

この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には職員を置き、事務局長その他重要な使用人は、理事会の承認を経て、会長が任免する。その他の事務職員は、会長が任免する。
- 3 職員は有給とする。
- 4 事務局及び職員に関し必要事項は、会長が別に定める。

③事務局長について

現事務局長	田中 新作（たなか しんさく）	65歳
	任期	令和7年3月31日まで
次期事務局長	江上 知男（えがみ ともお）	61歳
	任期	令和7年4月1日から